

第 1 章

計 画 策 定 の 趣 旨

第 1 章では、老人福祉計画・第 8 期介護保険事業計画(令和 3 年度～令和 5 年度)の策定にあたり、計画の趣旨や位置づけ、計画期間等の基本的事項を定めます。

第 1 節 計画の趣旨

第 2 節 計画の位置づけ

第 3 節 他の計画との関連

第 4 節 計画期間とその推進

第1章

計画策定の趣旨

第1節 計画の趣旨

わが国では、少子化の進行により若年人口や総人口が減少する一方で、平均寿命の伸びや団塊の世代が70歳以上を迎え、急速に高齢化が進展しています。令和2年4月1日現在、全国の高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口比率）は28.6%となっており、4人に1人が65歳以上の高齢者という「本格的な高齢社会」となっています。

本市の高齢化率は、令和2年4月1日現在で37.5%を占め、全国の高齢化率を大幅に上回っています。高齢化は今後もさらに進行し、認知症高齢者も増加する見込みです。

団塊の世代が75歳以上となる2025年、団塊ジュニアの世代が65歳以上となる2040年を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを続けることができるよう、「医療」、「介護」、「介護予防」、「住まい」、「生活支援」が一体的に提供できる地域包括ケアシステムを推進していく必要があります。

これまでの計画を検証し、高齢者だけでなく障がい者や生活困窮者など、誰もが尊重される地域共生社会の実現を目指すとともに、「高齢者が健康で生きがいを持ち安心して暮らせる地域づくり」を推進するため、本計画を策定するものです。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の法的位置づけ

この計画は、老人福祉法第20条の8に基づく、高齢者に関する福祉施策全般にわたる目標を定める老人福祉計画と、介護保険法第117条の規定に基づき、介護保険制度の円滑な実施に向け、介護保険事業についてサービス見込量や、提供体制の確保などを定める介護保険事業計画を、総合的、体系的に実施していくため一体的に策定します。

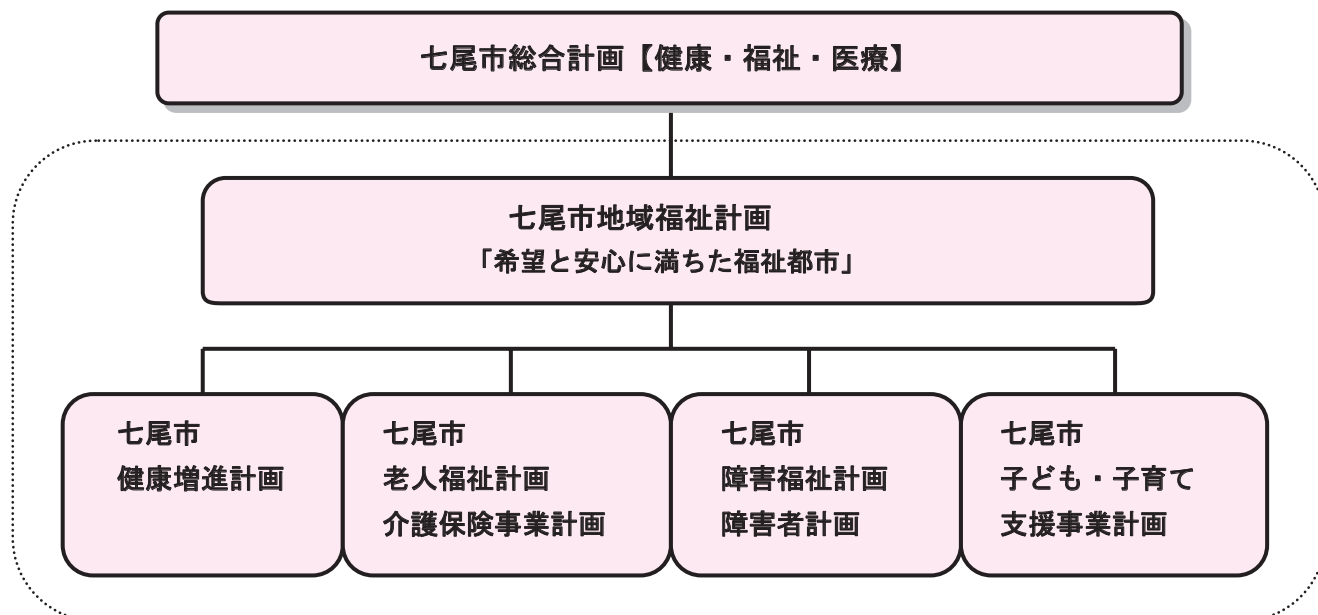
2 第8期計画の位置づけ

本計画は、2025年を見据え、第6期以降の各計画期間を通じて地域包括ケアシステムを段階的に構築することとしています。第8期計画においては、第6期から開始している取り組みを継承しつつ、高齢者の自立支援や介護予防の推進に加え、地域における支え合いの体制を本格化していく計画とします。

第3節 他の計画との関連

本計画は、「第2次七尾市総合計画」のほか「七尾市民ふれあい福祉条例」の理念と整合性を図るとともに、「七尾市地域福祉計画」等の関係計画とも整合性を図った計画とします。

また、広域的な計画である、「石川県老人福祉計画・石川県介護保険事業支援計画」等とも整合性を持つものです。

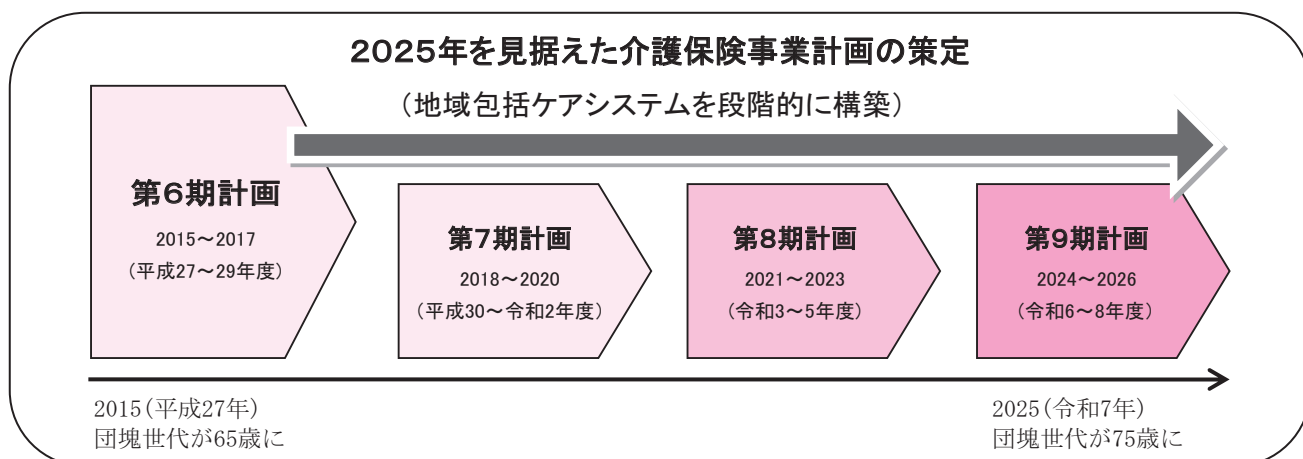


第4節 計画期間とその推進

1 計画期間

本計画期間は、令和3年度から令和5年度までの3か年とします。

2025年までの中長期的な視野に立った施策の展開を図る期間となります。



2 進行管理の体制

計画の策定及び進行管理にあたっては、学識経験者、保健医療関係者、福祉関係者、介護保険サービス事業者、公募による市民代表からなる「七尾市健康福祉審議会」における意見等を十分に踏まえながら行います。